

地上デジタル放送の推進に係る受信機器購入等の支援について

(1) 支援の概要について

総務省では、経済的な理由で地上デジタルテレビジョン放送を見ることのできない世帯（具体的には日本放送協会（NHK）と受信契約を結んでおり、受信料が全額免除となる世帯）に対して、簡易なチューナーを無償給付する等の支援事業を平成 21 年度から行います。

(2) 支援の対象

まだ地上デジタルテレビ放送を見ておらず、地上アナログテレビ放送を見ている世帯で、「NHKと放送受信契約があり、放送受信料が全額免除になっている世帯」が対象です。

具体的には、以下の世帯が対象となります。

◇公的扶助受給世帯

（生活保護受給世帯、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律による被援護者、永住帰国した中国残留邦人等の世帯）

◇市町村民税非課税の障害者世帯

（身体、知的、精神のいずれかの障害者を世帯構成員とし、世帯全員が市町村民税非課税の世帯）

◇社会福祉事業施設入所者

（社会福祉事業施設に入所されていて自らテレビを持ち込んでいる世帯）

(3) 支援の内容

支援の内容は次のとおりです。

① 簡易なチューナーの給付

現在お持ちのアナログテレビに接続することで、地上デジタルテレビ放送を見ることができ
る「簡易なチューナー」を無償で給付します。

基本的に各世帯を訪問し、設置・操作説明を行います。

② 室内アンテナの給付・アンテナの改修など

一戸建てにお住いで、アンテナ改修が必要な場合は、室内アンテナの給付や屋外アンテナの
改修を無償で行います。

共同受信施設を利用している場合は、デジタル放送に対応したものに改修する費用のうち、
対象となる世帯が負担する額を給付します。

(4) 支援の開始時期、支援期間

支援の開始は、平成 21 年 8 月頃の受付開始、秋以降からの支給開始を予定しています。具体的
な日程等は改めてお知らせします。

支援期間は、平成 21 年度から 23 年度までの約 3 年度の間を予定しています。

(5) 支援の申込み先（支援を行う機関）

支援を行う機関は現在公募を行っております。決定次第改めてお知らせします。

(6) 地方自治体に御協力いただきたい事項

各自治体において、本支援の対象となる世帯に確実に情報が届くよう、以下の点について御協力をお願いしたいと考えております。

まず、生活保護受給世帯等に関しましては、

- ① 各地の福祉事務所に説明ペーパーを設置・手交いただくこと
- ② ケースワーカーの皆様へ、世帯を訪問する際に説明ペーパーを持参・手交いただくこと、又は資料を送付する際に同封いただくこと
- ③ 対象世帯と接点のある自治体の窓口、外部機関、施設等に説明ペーパーを設置・手交いただくこと

をお願いしたいと考えております。

また、市町村民税非課税の障害者、社会福祉事業施設入所者等に関しましては、

- ④ 対象世帯と接点のある自治体の窓口、外部機関、施設等に説明ペーパーを設置・手交いただくこと

をお願いしたいと考えております。

その他、全体としましては、

- ⑤ 各自治体の広報誌等に情報を掲載いただくこと
- ⑥ 関係する会議、集会等の場で御周知いただくこと

をお願いしたいと考えております。

なお、支援の準備が整い次第、申込書類やパンフレット等につきましても、上記①～⑥と同様の手法で配付等の御協力をお願いしたいと考えております。(用意ができましたら、改めてお願いさせていただきます。)

(7) 社会福祉事業施設に御協力いただきたい事項

社会福祉事業施設入所者に関しては、お部屋に御自身のテレビをお持ちで、地上アナログ放送をご覧になっている入所者の方が、支援（簡易なチューナーの給付）の対象となります。

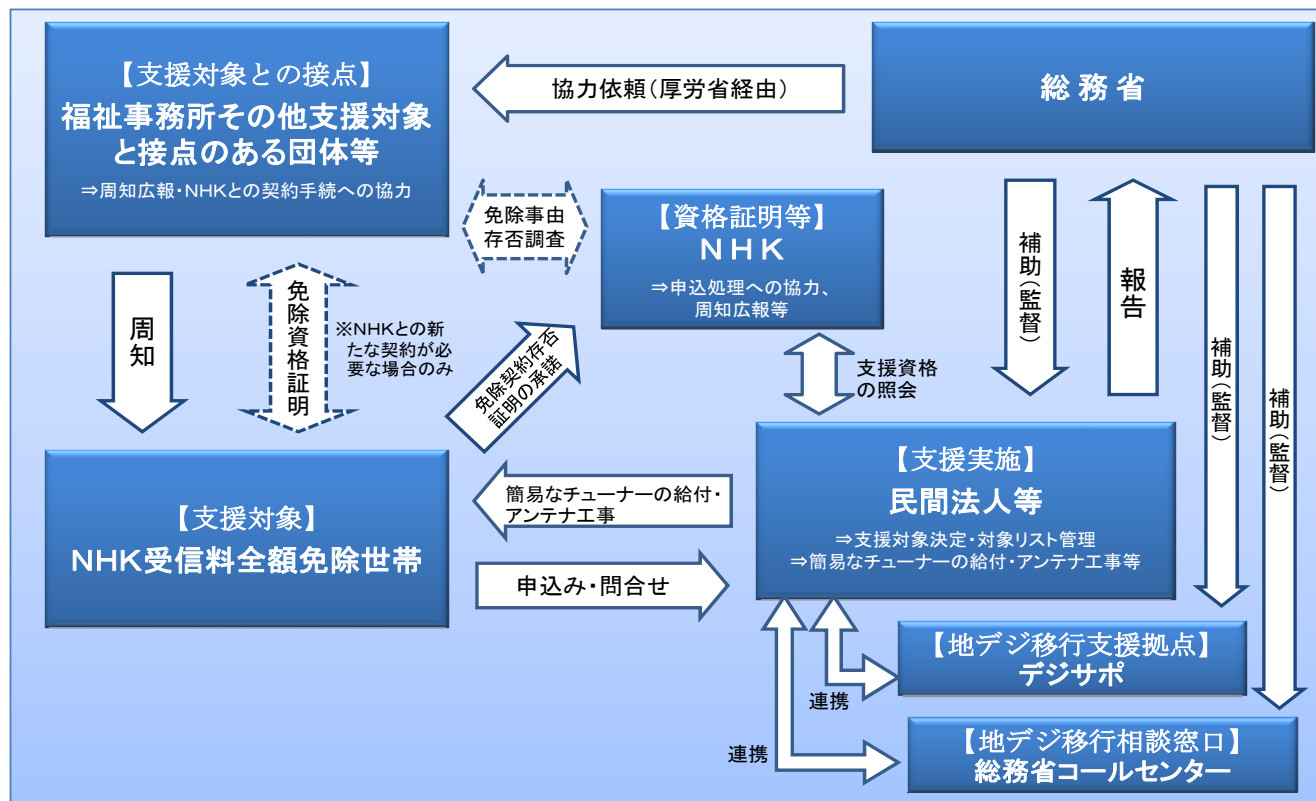
社会福祉事業施設においては、当面、入所されている方に対して、周知広報（国でこのような支援があること、NHKとの受信契約・受信料全額免除が必要であること等）の御協力をお願いしたいと考えております。

また、支援体制が整いましたら、支援の申込みに関して、以下の御協力をお願いしたいと考えております。（詳しくは別途改めてお願いする予定です。）

- ① 必要に応じて、申込書等の取り寄せ（申し出に応じて支援実施法人より送付）
- ② 施設に入所されている方で支援を希望される方の申込みのとりまとめ
- ② NHK受信契約・受信料全額免除に係る手続きに係る御協力
 - ・施設長により入所の証明をいただくこと
 - ・入所者の免除申請書の取りまとめ 等

【参考】支援の実施体制、申込手順等のイメージ

支援内容の概要・実施体制

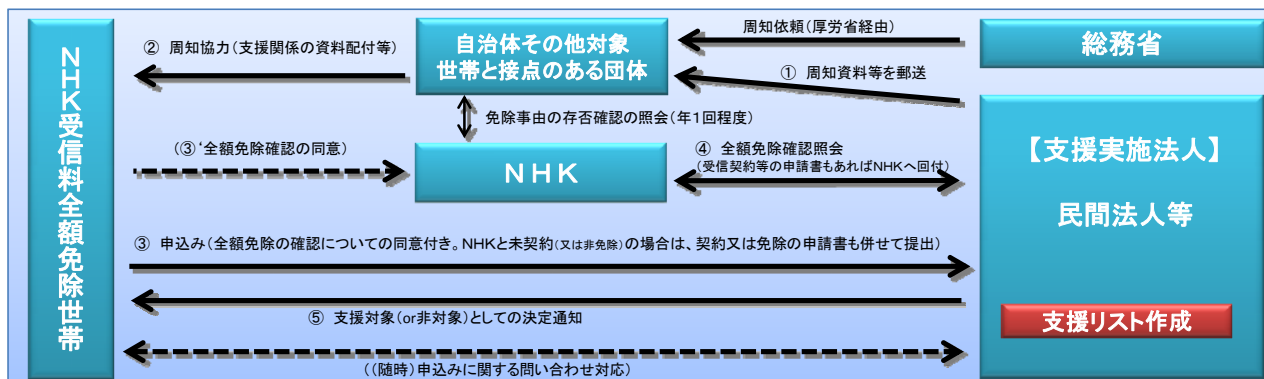


申込手順・支援決定手順／基本パターン

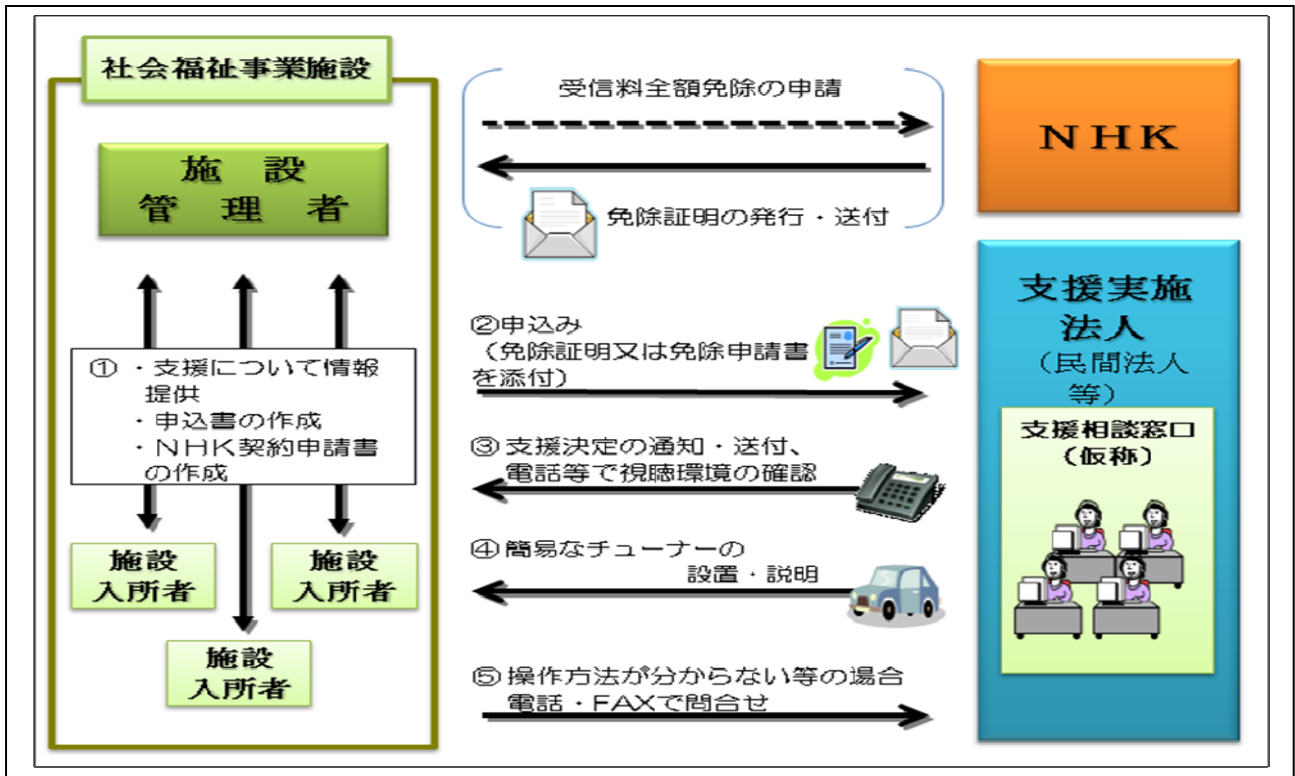
○ 申込手続の概要

- 自治体(福祉事務所等)その他対象世帯と接点のある団体等を通じ、本支援の周知又は資料等を配付する。対象世帯からの問合せに応じて、支援実施法人から申込書を送付する。支援を申し込む世帯は、申込みに当たって、以下の書類等を支援実施法人へ提出していただく。
 - 1) 申込書(氏名、住所、電話番号など)
 - 2) 個人情報の提供に係る同意書(NHKへの情報提供に係る承諾、本事業を担う民間法人等に対する提供に関する承諾等)
 - 3) 誓約書(地上デジタル放送が視聴できる環境にないこと、不正行為がある場合にはペナルティを受けることに同意すること等)
 - 4) NHKの放送受信契約書(受信料全額免除申請書を含む。))※ 本支援の申込みに併せてNHKと契約を結ぶ場合。
- NHKの役割
 - ・ NHKは、申込者の同意に基づき、自ら有しているリストで、受信料全額免除の該当の有無を確認、支援実施法人に回答する。
- 自治体(福祉事務所等)その他対象世帯と接点のある団体等の役割
 - ・ 支援関係の資料を配付する等、周知に協力する。
- 支援実施法人の役割
 - ・ 対象世帯の求めに応じ、申込書を送付する。
 - ・ 申込みを受け付け、NHKへの照会を経て、支援の決定等を行い、その結果を申込者に通知する。

○ 申込手続のイメージ(基本パターン)



社会福祉事業施設の係る支援のイメージ図



[担 当]

総務省情報流通行政局放送政策課 松本課長補佐、石井係長

TEL : 03-5253-5807

FAX : 03-5253-5779